

公立東濃中部医療センターの管理運営
に関する基本協定書

東濃中部病院事務組合
岐阜県厚生農業協同組合連合会

公立東濃中部医療センターの管理運営に関する基本協定書

東濃中部病院事務組合（以下「組合」という。）と岐阜県厚生農業協同組合連合会（以下「指定管理者」という。）とは、東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和５年東濃中部病院事務組合条例第１１号）第７条の規定により、指定管理者が行う公立東濃中部医療センター（以下「医療センター」という。）の管理運営業務に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１章 総則

（目的）

第１条 本協定は、組合と指定管理者が相互に協力し、医療センターを適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

２ 組合及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立つて本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第２条 本協定で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

（１）「年度協定」とは、本協定に基づき、組合と指定管理者が指定期間中に毎年度締結する協定のことをいう。

（２）「指定手續等に関する条例」とは、東濃中部病院事務組合公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（令和５年東濃中部病院事務組合条例第１１号）をいう。

（３）「病院設置条例」とは、東濃中部病院事務組合病院事業の設置等に関する条例（令和４年東濃中部病院事務組合条例第１号）をいう。

（４）「法令」とは、すべての法律、法規、条例及び正規の手續を経て公布された行政機関の規定をいう。

（５）「組合構成市」とは、土岐市及び瑞浪市のことをいう。

（公共性の尊重）

第３条 指定管理者は、医療センターの設置目的及び指定管理者が行う管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に当たって求められる公共性を十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

２ 組合は、住民に対するサービスの質及び効率を向上させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るため、指定管理者の能力が最大限発揮されるよう、本業務の実施に当たって、指定管理者の実施方法や提案等を尊重するものとする。

（指定期間）

第４条 指定期間は、管理する施設の供用開始日から令和３８年３月３１日までとする。

- 2 本協定は、前項に規定する指定期間の満了により終了する。ただし、第42条から第44条までの規定により、指定の取消しがあった場合は、その取消しの日に終了するものとする。
- 3 指定管理者は、本協定の終了日に本業務を終了し、医療センターを組合又は組合が指定する者に明け渡さなければならない。
- 4 本業務に係る事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(管理施設)

第5条 指定管理者が管理する施設は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
公立東濃中部医療センター	土岐市肥田町浅野1078番200

- 2 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって医療センターを管理しなければならない。
- 3 指定管理者は、医療センターに損傷又は滅失があったときは、速やかに組合に報告し組合の指示に従うものとする。

(許認可の取得)

第6条 指定管理者は、本業務の実施に関して必要な免許、許可、認可等を受けなければならない。なお、申請、届出の際には組合と協議するものとする。

- 2 前項に当たって必要な経費は、指定管理者が負担するものとする。

第2章 業務の範囲

(本業務の範囲)

第7条 指定管理者が行う本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 医療センターにおける診療、検診、訪問看護及び居宅介護支援に関する業務
 - (2) 医療センターの利用に係る料金に関する業務
 - (3) 手数料の徴収に関する業務
 - (4) 建物、設備、備品等の維持管理に関する業務
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、組合又は指定管理者が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目並びに管理の基準は、別に定める仕様書のほか、関係条例及び規則のとおりとする。

(業務範囲及び業務実施条件の変更)

第8条 組合及び指定管理者は、必要と認める場合は、相手方に対して本業務の範囲及び業務実施条件の変更を求めることができる。

- 2 組合及び指定管理者は、前項の通知を受けた場合は協議を行わなければならない。

- 3 業務範囲又は業務実施条件の変更の可否及びそれに伴う指定管理料の変更等については、前項の協議を受けて組合が決定するものとする。

第3章 遵守事項

(法令等の遵守)

第9条 指定管理者は、本業務の実施に際し、本協定、年度協定、指定手続等に関する条例、病院設置条例及びその他関係する法令のほか、仕様書を遵守して実施するものとする。

(政治的中立)

第10条 指定管理者は、医療センターの運営においては、公施設として政治的中立を守り、特定の政党又は特定の候補者の利害に関する事業を行ってはならない。

(緊急時の対応)

第11条 指定管理者は、事故又は災害等の緊急の事態に備え、利用者の安全を確保することを目的に緊急時対応マニュアルを作成するものとする。

2 指定管理者は、指定期間中、本業務の実施に関連して事故又は災害等の緊急事態が発生したときは、速やかに利用者の安全確保を図り、その状況に対して速やかに必要な措置を講じるとともに、組合を含む関係者に報告し、必要に応じ、組合の指示に従うものとする。

3 指定管理者は、事故又は災害等により、患者又はその他の者に損害が発生したときは、組合と協力して相手方に対し、誠意を持って対応するものとする。

4 災害等の発生時は、指定管理者と組合は互いに協力し対応するものとする。

(医療事故等の対応)

第12条 指定管理者による医療行為に係る事故により、患者又はその他の者に対し、損害を与えた場合は、指定管理者が賠償の責を負うものとする。

2 前項の場合において指定管理者は、速やかに適切な措置を講じるとともに、ただちに組合に報告するものとする。

3 第1項に係る事故が発生した場合、組合及び指定管理者は、共同で相手方に対し、誠意を持って対応するものとする。

4 前3項に定めるもののほか必要な事項は、仕様書に定めるものとする。

(再委託の禁止)

第13条 指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。

3 指定管理者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、すべて指定管理者の責任と費用において行うものとし、それによって生じた損害及び増加費用については指定管理者が負担するものとする。

- 4 前項に規定する場合において、第三者が個人情報を取り扱うこととなるときは、指定管理者は、第三者との契約書等に第15条、16条並びに17条の規定を遵守する旨を明記するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

- 第14条 指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

- 第15条 指定管理者は、本業務の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 指定管理者は、法令若しくは本協定に定める場合又は組合から指示を受けた場合を除き、本業務に関し組合から提供された資料を第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸出し等一切の漏えい行為をしてはならない。

- 3 指定管理者は、自己の使用人及びその他関係人に前2項の規定及び個人情報の保護に関する法律の罰則の規定を周知させ、これらを遵守させなければならない。

- 4 前3項の規定は、本協定が終了した後においても同様とする。

(個人情報の保護)

- 第16条 指定管理者は、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東濃中部病院事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年東濃中部病院事務組合条例第3号）の規定を踏まえ、本業務を履行するものとする。

- 2 指定管理者は、本業務の履行に際して組合から提供された個人情報を本業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

- 3 指定管理者は、組合があらかじめ承認した場合を除き、本業務の履行に際して組合から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

- 4 指定管理者は、自己の使用人及びその他関係人に個人情報の保護に関する法律の罰則規定を周知させ、前3項の規定を遵守させなければならない。

- 5 組合は、指定管理者から提供された個人情報について、同条に定める規定に準じて遵守するものとする。

(個人情報、データ等の管理遵守)

- 第17条 指定管理者は、本業務の履行に際して取得した個人情報、データの管理について、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等を防止するなど、その適正な管理に努めなければならない。

- 2 指定管理者は、本業務に係る個人情報の取扱いを組合が指定する場所で行うものとし、組合があらかじめ承認した場合を除き、当該場所から個人情報が記録された媒体を持ち出してはならない。

- 3 指定管理者は、指定期間が終了したときは、組合の指示するところにより、本業務を履行するために用いた個人情報を組合に引き継ぎ、又は廃棄しなければならない。
- 4 組合は、指定管理者から取得した個人情報、データの管理について、同条に定める規定に準じて適正な管理を行うものとする。

(情報公開)

第18条 指定管理者は、本業務の履行に際して作成又は取得した情報等については、東濃中部病院事務組合情報公開条例（令和3年東濃中部病院事務組合条例第20号）の規定に基づき、適正な情報公開に努めなければならない。

- 2 指定管理者は、本業務を行うにあたり保有する情報について、組合から提供を求められたときは、これに応じなければならない。

第4章 事業計画及び事業報告

(事業計画)

第19条 指定管理者は、毎年度組合が指定する期日までに次年度の事業計画書を組合に提出しなければならない。

- 2 組合は、前項の事業計画書を受理したときは、速やかに確認を行わなければならない。
- 3 組合は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して事業計画書の修正を求めることができる。
- 4 事業計画書の内容は、仕様書に定めるものとする。

(事業報告)

第20条 指定管理者は、指定手続等に関する条例第8条の規定に基づき、事業報告書を組合に提出するものとする。

- 2 指定管理者は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に、貸借対照表及び損益計算書（以下「貸借対照表等」という。）を組合に提出するものとする。
- 3 組合は必要があると認めたときは、事業報告書及び貸借対照表等の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。
- 4 事業報告書の内容は、仕様書に定めるものとする。

(その他の報告)

第21条 指定管理者は、事業報告のほか、本業務に係る重要な事項については、事前に組合に報告するものとする。

- 2 指定管理者は、この協定に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあると知ったときは、直ちに組合に報告し、組合の指示に従うものとする。
- 3 その他組合が必要と認める場合は、随時報告を求めることができる。

(業務報告の聴取)

第22条 組合は指定管理者に対し、指定管理者による本業務の実施状況を確認し、管理施設の管理の適正を期すことを目的として、本業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求めることができる。

(経営評価委員会)

第23条 指定管理者は、管理施設の指定管理者による管理運営状況について評価するため、組合が設置する公立東濃中部医療センター経営評価委員会に参加し、調査等に応じるものとする。

(改善勧告)

第24条 前4条による手続の結果、指定管理者の業務内容が本協定等を満たしていないと組合が認める場合は、組合は指定管理者に対して業務の改善を勧告することができるものとする。

2 指定管理者は、前項に定める改善の勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

3 指定管理者は、組合が本協定等を満たしていないと認める場合は、指定管理者は組合に対して是正を求めることができる。

(協議会の設置)

第25条 組合及び指定管理者は、医療センターの運営に関する報告、協議又は調整を目的として両者の代表等で構成する協議会を設置することができるものとする。

第5章 指定管理料及び利用料金等

(会計・経理の原則)

第26条 指定管理者は、本業務の実施に係る収入及び支出について、他の会計と明確に区分し、適切に管理しなければならない。

(経費の分担)

第27条 指定管理者が本業務を行うために必要な経費は、原則、指定管理者の負担とする。

(指定管理料の支払い)

第28条 組合は、救急、小児・周産期等の政策的医療を提供する対価として、指定管理者に対して指定管理料を支払う。

2 組合が指定管理者に対して支払う指定管理料の総額（消費税及び地方消費税相当額含む。）は、次に掲げるとおりとし、各年度の指定管理料の額は、組合の予算額の範囲内で、年度協定に定めるものとする。

(1) 本業務の指定期間において、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第17条の2第1項第1号及び第2号に定める経費（指定管理料の上限は、組合構成市の普通交付税の基準財政需要額に算入された額のうち、病床数、救急告示病院数及び救急告示病床数から算出された額とする。）

- (2) 前号に定めるもののほか、本業務の目的をより効果的に達成するために組合が負担することが適切と組合が認める経費に相当する額。

(利用料金の取扱い)

第29条 医療センターの利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、収受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とする。

- 2 前項の料金の額は、病院設置条例に定める範囲内において、指定管理者が組合の承認を得て定める。ただし、法令で定められているものは、その額とする。

- 3 利用料金の納付については、特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させることとする。また、利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負うこととする。

(手数料の徴収委託)

第30条 組合は、地方公営企業法第33条の2の規定に基づき、病院設置条例に定める診断書、証明書等の交付手数料の徴収業務を指定管理者に委託するものとする。なお、指定管理者が徴収した交付手数料は組合に納入することとする。

- 2 組合は、前項の徴収業務の委託料として、指定管理者が組合に納入した手数料収入に相当する金額を指定管理者に支払うこととする。

- 3 第1項の手数料の額は、病院設置条例に定める額とする。

(指定管理者負担金)

第31条 指定管理者は、次の合計額を指定管理者負担金として毎事業年度、組合に支払うものとする。

- (1) 令和3年度から令和7年度までの間に組合が行う医療センターの建設改良費に充てるために発行した病院事業債に係る元利償還金の総額及び医療センターの建設に付随して行う事業費の総額の和を39で除して得た額の100分の48
- (2) 令和8年度以後に組合が行う医療センターの建設改良費に充てるために発行した病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金相当額の100分の48
- (3) 令和8年度以後に組合が行う医療センターの建設改良費等で、病院事業債をもって充てることができない経費の100分の48

第6章 施設・備品の取扱い

(施設、設備等の維持管理)

第32条 指定管理者は、医療センターの土地・建物、設備及び付帯施設（以下「施設等」という。）について、適正かつ良好な状態で維持管理するものとし、本業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ組合の承諾を得た場合はこの限りでない。

- 2 指定管理者は、施設等の維持管理にあたっては、法令等に定める有資格者を必要に応じ配置しなければならない。

3 施設等の維持管理に必要な経費は、指定管理者の負担とする。

4 その他細目は、別に定める仕様書のとおりとする。

(施設等の改良、改修及び保守・修繕)

第33条 施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）及び改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）若しくは更新等は組合と指定管理者が協議の上、組合が行う。

2 施設等の修繕は、次のとおりとする。

(1) 1件につき、1,000万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上のものについては、指定管理者負担金の対象とし、組合が行う。

(2) 前号に掲げるもの以外のものについては、指定管理者が修繕を行い、その費用は指定管理者の負担とする。

3 前2項のいずれに該当するか疑義があるときは、組合と指定管理者が協議を行い決定するものとする。

4 施設等の保守は、指定管理者が行い、必要な経費は指定管理者の負担とする。

(備品の保守、修繕、更新等)

第34条 組合は、医療センターに属する備品（土岐市立総合病院からの移設物品を含む。）を指定管理者に貸与し、指定管理者は、指定期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。

2 備品の保守、修繕は、指定管理者が行い、必要な経費は指定管理者の負担とする。

3 備品の更新及び新規購入は、次のとおりとする。

(1) 1件につき、500万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上のものについては、指定管理者負担金の対象とし、組合が更新及び新規購入を行う。

(2) 前号に掲げるもの以外のものについては、指定管理者が更新及び新規購入を行い、その費用は指定管理者の負担とする。

4 指定管理者は、組合が貸与する医療機器等の他、指定管理者の負担により医療機器等を購入又は調達し、本業務のために供することができるものとする。

5 前項に基づき指定管理者が取得した医療機器等は、原則として指定期間終了時に指定管理者が自己の責任と費用で撤去・撤収するものとする。ただし、組合と指定管理者の協議により両者が合意した場合、指定管理者は、組合又は組合が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

6 指定管理者は、故意又は過失により備品を毀損滅失したときは、組合との協議により、必要に応じて自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

7 指定管理者が既存施設にて保有している備品については、安全に機能することを確認の上、医療センターにて使用することができる。

8 その他細目は、別に定める仕様書のとおりとする。

第7章 損害賠償及び不可抗力

(損害賠償)

第35条 指定管理者は、故意又は過失により医療センターを損傷し、又は滅失したときは、これを原状に復し、また、それによって生じた損害を組合に賠償しなければならない。ただし、組合が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

(第三者への損害賠償)

第36条 指定管理者は、本業務の実施において、指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が組合の責めに帰すべき事由又は組合と指定管理者双方の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

2 組合は、指定管理者の責めに帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、指定管理者に対して求償権を有するものとする。

3 指定管理者は、組合の責めに帰すべき事由による第三者の損害を賠償したときは、組合に対して求償権を有するものとする。

(不可抗力発生時の対応)

第37条 不可抗力による事故・災害が発生した場合は、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第38条 不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって組合に通知するものとする。

2 組合は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で指定管理者と協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力による業務実施の免除)

第39条 不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなった場合は、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。この場合において、不可抗力の認定及び実施できない業務の範囲は、組合と指定管理者が協議により定めるものとする。

第8章 指定期間の満了

(業務の引継ぎ等)

第40条 指定管理者は、指定期間の満了に際し、組合又は組合が指定する者に対し、本業務の引継ぎを行わなくてはならない。

2 組合は、必要と認める場合は、指定期間の満了に先立ち、指定管理者に対して組合又は組合が指定する者による医療センターの視察を申し出ることができる。

3 指定管理者は、組合から前項の申出を受けたときは、合理的な理由のある場合を除き、その申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第41条 指定管理者による指定期間が満了したとき、又は組合による指定の取消しが行われたときは、指定管理者は、指定管理者の責めに帰すべき破損又は汚損した部分を原状に回復するものとし、その範囲等については組合と指定管理者が協議の上、定めるものとする。ただし、施設等の価値を高めるなど相当の理由が認められるときは、組合の承認により原状回復を不要とする。また、災害等の不可抗力により事業を継続できないときも不要とする。

第9章 指定の取消し

(組合による指定の取消し又は業務の停止命令)

第42条 組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理者の財政状況が著しく悪化し、本業務の継続が困難であると認められたとき。

(2) 組合の指示に従わないとき又は第24条に規定する改善の勧告に応じないとき。

(3) 本業務の履行に際し不正行為があったとき。

(4) 組合に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(5) 指定管理者が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(6) 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から本協定の解除の申出があったとき。

(7) その他指定管理者の責めに帰すべき事由により本業務を継続することが適切でないとして組合が認めたとき。

2 組合は、前項の規定に基づき、指定の取消しを行おうとするときは、2年前までにその旨を指定管理者に通知し、次の事項について指定管理者と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの理由

(2) 指定取消しの要否

(3) 指定管理者による改善策の提示と指定の取消しまでの猶予期間の設定

(4) その他必要な事項

- 3 組合は、第1項若しくは第43条、第44条の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、当該取消し又は停止の日の翌日以降に相当する指定管理料は支払わないものとする。
- 4 組合は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害、損失及び増加費用が生じてもその賠償の責めを負わないものとする。
- 5 組合は、第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合は、指定管理者に対して損害の賠償及び違約金（公立東濃中部医療センターの管理運営に関する年度協定書に記載の指定指定管理料の額の10分の1に相当する額。以下同じ。）の支払いを求めることができる。

（指定管理者による指定の取消しの申出）

第43条 指定管理者は、次のいずれかに該当する場合、組合に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。

- （1） 組合が本協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
 - （2） 組合の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害又は損失を被ったとき。
 - （3） その他指定管理者が必要と認めるとき。
- 2 組合は、前項の申出を受けた場合、指定管理者と協議の上、その処理を決定するものとする。
 - 3 指定管理者は、第1項の規定による指定の取消しを申し出る場合は、その取消しを受けようとする日の2年前までに申し出なければならない。
 - 4 第1項の規定による指定の取消しの申出を受け、組合が指定の取消しを行った場合に発生する損害又は損失の取扱い、組合と指定管理者の協議により決定するものとする。
 - 5 指定管理者の責めに帰すべき事由により指定の取消しを行った場合は、組合は指定管理者に対して損害の賠償及び違約金の支払いを求めることができる。
 - 6 組合の責めに帰すべき事由により指定の取消しを行った場合は、指定管理者は組合に対して損害の賠償及び違約金の支払いを求めることができる。

（不可抗力による指定の取消し）

第44条 組合及び指定管理者は、不可効力による事故・災害の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、組合は指定の取消しを行うものとする。
- 3 前項の取消しによって組合及び指定管理者に発生する損害、損失及び増加費用の取扱いは、組合と指定管理者の協議により決定するものとする。

（指定期間満了前の取消しの措置に関する事項）

第45条 指定管理者は、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合、その事由の如何を問わず、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、医療センターの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

(以下余白)

第10章 その他

(責任とリスクの分担)

第46条 本業務に係る組合及び指定管理者の責任とリスクの分担は、次のとおりとする。

項 目	内 容	責任とリスクの分担	
		組 合	指定管理者
包括的管理責任	—	○	
緊急時の対応	利用者の安全確保、避難誘導		○
債務不履行	組合が協定内容を不履行	○	
	指定管理者が業務又は協定内容を不履行		○
運営費の上昇	指定管理者側の要因による運営費用の増大		○
	組合側の要因による運営費用の増大	○	
	施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増大	両者の協議	
	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増加		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
診療報酬の改定	収入・支出の増減		○
書類の誤り	仕様書等組合が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
官公署の免許、許可、認可等	申請、届出		○
住民対応	指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏えいや犯罪発生等		○
要求水準の未達成	協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加		○
需要変動・施設の競合	需要の見込み違い、競合施設による利用者減、収入減		○
施設・設備・備品(医療機器、什器備品等)の管理	保守		○
	施設修繕 【1,000万円(消費税及び地方消費税除く。)以上】	○ 52/100	○ 48/100
	施設修繕 【1,000万円(消費税及び地方消費税除く。)未満】		○
	指定管理者の管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷		○
	施設・設備の改良・改修	○ 52/100	○ 48/100
	備品の更新・新規購入 【500万円(消費税及び地方消費税除く。)以上】	○ 52/100	○ 48/100
	備品の更新・新規購入 【500万円(消費税及び地方消費税除く。)未満】		○
	上記以外による施設・設備・備品等の損傷	両者の協議	
管理運営上の事故等に伴う損害賠償	医療事故等		○
	指定管理者が故意又は過失により医療センターを損傷又は滅失		○
	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき		○
	施設の瑕疵による損害賠償	○	
	上記以外の場合	両者の協議	
保険加入	建物総合損害共済	○	
	病院賠償責任保険		○
	自動車損害共済		○
	上記以外	両者の協議	
事業終了時の費用	指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用		○
不可抗力	自然災害(地震、台風など)暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業	両者の協議	

(請求、通知等の様式その他)

第47条 本協定に関する組合と指定管理者間の請求、通知、申出、報告、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならない。

2 本協定の履行に関して、組合と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。

3 本協定の履行に関して、組合と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

4 本協定に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 本協定に定める期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(監査)

第48条 指定管理者は、組合監査委員等から、組合の事務を監査するにあたり、実地調査又は必要な記録の提出を求められた場合は、これに協力するものとする。

(協議事項)

第49条 本業務を履行するにあたり、前提条件及び内容等の変更又は経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃等特別な事情が生じたとき、又は本契約に定める条件が不相当と認められる場合は、組合と指定管理者が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

2 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、組合と指定管理者が協議の上、これを定めるものとする。

(裁判所管轄)

第50条 本協定に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む。）は、土岐市を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、組合と指定管理者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月24日

土岐市土岐津町土岐口2101番地
東濃中部病院事務組合

管理者 土岐市長

岐阜市宇佐南四丁目13番1号
岐阜県厚生農業協同組合連合会

代表理事理事長